熊本県最低賃金	発　効　日
１，０９２円	令和８年１２月１日



熊本県特定（産業別）最低賃金　（※令和８年度改正は現在審議中です。）

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （時間額 １、０６３円、発効日 令和８年１月１日） 最低賃金法第６条第１項により、熊本県最低賃金１，０９２円が適用されます。	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業 （時間額 １、０７４円、発効日 令和８年１月１日） 最低賃金法第６条第１項により、熊本県最低賃金１，０９２円が適用されます。	百貨店，総合スーパー （時間額 ８５５円、発効日 令和４年１２月１５日） 最低賃金法第６条第１項により、熊本県最低賃金１，０９２円が適用されます。
１，０９２円	１,０９２円	１，０９２円
発　効　日	発　効　日	発　効　日
令和８年１２月１日	令和８年１２月１日	令和８年１２月１日